

高知県食肉処理施設整備推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県食肉処理施設整備推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県内の畜産業の振興及び食肉加工による畜産物の高付加価値化並びに地産外商の強化及び県民への安全・安心な食肉の供給を図るため、高知県新食肉センター事業推進協議会（以下「補助事業者」という。）が実施する食肉処理施設経営安定化支援事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助事業の補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を1部知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をし、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金の交付目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (2) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、第2条に規定する補助目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (3) 取得財産等のうち、規則第19条第1項第2号の規定により知事が定める機械、重要な器具等は、

取得価格又は効用の増加価格が 50 万円を超える機械及び重要な器具等（以下この条において「施設財産等」という。）とし、補助事業者は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する耐用年数を経過するときまでは、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。ただし、知事が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

- (4) 知事は、補助事業者が施設財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができること。
- (5) 補助事業の実施に当たっては、別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (6) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (8) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。
- (9) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対して前各号の条件を付さなければならないこと。

（補助事業の変更等）

第 7 条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に別記第 2 号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を 1 部知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- (1) 総事業費又は補助金額が増額となる場合
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (3) 補助金額の 20 パーセントを超える減額となる場合
- (4) 補助事業の重要な部分に関する変更を行う場合（必要に応じ事前に知事に協議すること。）

（補助金の概算払の請求）

第 8 条 補助事業者は、補助金の概算払を請求しようとするときは、別記第 3 号様式による概算払請求書を 1 部知事に提出しなければならない。

（実績報告等）

第 9 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了後 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに別記第 4 号様式による実績報告書を 1 部知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の 4 月 15 日までに提出しなければならない。

- 2 第 4 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合において、前項の実績報告書の提出に当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第 4 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合において、第 1 項の実績報告書を

提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときには、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が減じた金額を上回る部分の金額）を別記第5号様式による消費税仕入控除税額等報告書により、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金額の確定）

第10条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合は、報告書の書類審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定内容に適合すると認められた場合は、交付すべき補助金額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

（遂行状況の報告等）

第11条 知事は、必要があると認められた場合は、補助事業者及び関係機関に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（グリーン購入）

第12条 補助事業者は、補助事業の実施において、物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第13条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年7月9日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第1号から第4号まで、第9条第3項、第11条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月24日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助先	事業区分	補助対象経費	補助率
高知県新食肉センター事業推進協議会	食肉処理施設経営安定化支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新食肉センターの経営安定化を支援する協議会の運営に必要な経費 ・新食肉センターの操業早期の経営課題への対応策等の検討や販売力の強化等の取組を支援するために必要な経費 <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 報償費、旅費、需用費、委託料、役務費、使用料、賃借料、負担金、補助及び交付金、公課費その他知事が必要があると認めるもの </div>	2分の1以内

別表第2（第6条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。